

# 条例議案の概要

—令和2年8月臨時会—

目 次

議案第 101 号 盛岡市新型コロナウイルス感染症対応利子補給等基金条例について・・・・・・・・・・ 1

議案第 101 号

盛岡市新型コロナウイルス感染症対応利子補給等基金条例について

1 制定の趣旨

盛岡市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき中小企業者に対して行う利子及び保証料の補給に要する経費の財源に充てるため、新型コロナウイルス感染症対応利子補給等基金を設置しようとするものである。

2 条例の内容

- (1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金に編入する。

3 施行期日

公布の日

4 その他

この基金を活用して実施を予定する事業は、次のとおり。

(1) 実施計画に基づき行う利子補給

盛岡市新型コロナウイルス感染症経済対策利子補給規則(令和2年規則第31号)の規定に基づき行う岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金等に係る利子補給

(2) 実施計画に基づき行う保証料補給

盛岡市商工振興資金融資保証料補給要綱(平成3年3月28日市長決裁)の規定に基づき行う商工観光振興資金(岩手県商工観光振興資金貸付要綱)、小規模小口資金(岩手県小口事業資金貸付要綱)及びコロナ対策資金(岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金貸付要綱)に係る保証料補給

対象とする県融資制度	利子（3年分）	保証料（全額）
・新型コロナウイルス感染症対策資金	固定 年1.4%以内 変動 年1.2%以内	年0.4%
・商工観光振興資金 ・小規模小口資金	年2.3%以内 年2.15%以内	経営状況に応じて 年0.45～1.5%

※新型コロナウイルス感染症の影響により危機関連保証、セーフティネット4号又は5号の認定を受けた場合に限る。

※令和2年5月1日から令和3年1月31日までの融資実行分。